



STANDARD

2023年4月24日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 中山 宏一
(TEL. 03-6455-4278)

錯誤による募集新株予約権(有償ストックオプション)の行使過誤に関するお知らせ

当社では、当社役職員の錯誤により有償ストックオプション100個(行使による交付株式数1万株)の行使について過誤が生じたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 錯誤による募集新株予約権(有償ストックオプション)の行使過誤

当社では、2022年8月17日付「募集新株予約権(有償ストックオプション)の発行に関するお知らせ」にて公表の通り、当社取締役、当社従業員、及び当社連結子会社取締役に対し、2022年9月2日を割当日とし合計4,000個(行使による交付株式総数40万株)の募集新株予約権(有償ストックオプション、以下、「本ストックオプション」といいます。)を割当てておりました。

但し、本ストックオプションについては発行要項において、「当社の普通株式の取引終値が一度でも500円以上となった場合にのみ、本ストックオプションを行使できるものとする」旨の行使制限条項が付されておりました。

しかしながら、上記割当人のうち100個の本ストックオプションを保有する当社連結子会社取締役1名(以下、「同人」といいます。)が、2023年4月7日の市場取引において当社の株価が一時501円の高値を付けた(同日の終値は478円)ことを受けて、行使制限が解除されたものとの錯誤に陥り、2023年4月10日付で当社に対して行使依頼を行うとともに行使代金(2.7百万円)の払込を行いました。また、当社の担当者も同様に上記行使制限条項を読み誤り、証券代行機関に対して行使依頼を行ったことから、同人の証券口座に当社株式1万株が交付され、同人は2023年4月14日に当該株式を市場取引にて1株当たり340円で処分しました。

2. 是正措置

当社では、2023年4月14日の取引時間終了後、発行要項等の確認を改めて社内にて行っ

たところ、上述の過誤について認識し、ただちに同人に連絡を取ったものの、既に処分済みであったことから、是正措置として当該取引により同人に生じた売却利益の当社への返還を求めます。

なお、現時点において当社は配当可能利益を有さず、自社株買いによる当該株式の取得、消却ができないことから、本件に伴い当社の発行済株式数は1万株増加しております。

3. 今後の見通し

本件株式取得による当社連結業績に与える影響は軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。また、本件により株主を始め関係者各位には多大なご迷惑をおかけいたしましたことに関して深くお詫び申し上げますとともに、再発の防止を含め当社管理体制の強化を図ってまいります。

以 上